志學館大学学費納入に関する規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、志學館大学学則第５１条第７項並びに志學館大学大学院学則第４３条第２項及び第４４条第２項の規定に基づき、学費の納入に関し必要な事項を定める。

（学費の納入方法）

第２条　各年度の学費は、前期及び後期の二期に区分し、納入しなければならない。

前期分、後期分の納入期日は、次のとおりである。

前期分　　５月２７日

後期分　１１月２７日

２　前項の規定にかかわらず、経済的理由その他やむを得ない理由により期日までの納入が一時的に困難な者で、かつ在学継続の意思がある者は、学納金の延納又は分納を許可することがある。

（延　納）

第３条　学納金の延納を願い出る者は、延納願を次の期日までに指導教員を経て所管部署へ提出しなければならない。

前期分　　４月３０日

後期分　　１０月３１日

２　延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。

前期分　　７月３１日

後期分　　１月３１日

３　ただし、最高学年においては、後期分の納入期日を１２月２８日までとする。

（分　納）

第４条　学納金の分納を願い出る者は、分納願を次の期日までに指導教員を経て所管部署へ提出しなければならない。

前期分　　４月３０日

後期分　　１０月３１日

２　分納を願い出る者は、最終納入期日までの期間を最大３回に分割し、各分納額を設定しなければならい。

３　分納を許可された者の最終納入期日は、次のとおりとする。

前期分　　７月３１日

後期分　　１月３１日

４　ただし、最高学年においては、後期分の納入期日を１２月２８日までとする。

（授業料、入学料及び検定料の特例）

第５条　本学を卒業し、引き続き本学の大学院に進学する場合は、入学金は徴収しない。

（未納者に対する督促及び取扱い）

第６条　学費を滞納した場合は、文書により督促する。督促を受けた者は、指定された期日までに納入しなければならない。

２　督促しても納入しない場合は、各種証明書等の発行を停止する。
３　前項の措置を行ってもなお指定する期日までに学費を納入しない場合は、当該学期末試験の単位の認定を保留する。
４　学費を二期続けて納入しない場合は、連続する二期目の督促後、除籍する。
５　前項により除籍された者が、除籍された日から１ヶ月以内に、滞納している学費を納入した上で復籍を願い出たときは、これを認める。

（休学者の学費の取扱い）

第７条　休学期間中の学費は徴収しない。ただし、学期の途中において休学を許可された者は、休学が許可された日の属する月までの額を納入するものとする。

（復学者の学費の取扱い）

第８条　復学を許可された者は、復学する年次の所定の学費を納入しなければならない。ただし、学期の途中において復学を許可された者は、復学が許可されたの日の属する月以降の額を指定する期日までに納入するものとする。

（学期途中の退学者の学費の取扱い）

第９条　学期の途中において退学を許可された者は、退学が許可された日の属する月までの額を納入するものとする。

（雑　則）

第１０条　この規程の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、平成１８年３月３１日に第１学年及び第２学年に在籍する学生にあっては平成１９年４月１日から、第３学年に在籍する学生にあっては平成１８年１０月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。
２　この規程改正により「志學館大学学費納入に関する細則」は廃止する。